

公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「大学」という。）が運営するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は原則として次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置はトップページの所定の位置とする。

(2) 枠数は4枠とする。ただし、掲載希望が多いときは追加することができる。

(広告の掲載基準)

第4条 広告およびそのリンク先の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告を掲載しない。

(1) 政治性または宗教性のあるもの

(2) 社会問題についての主義または主張

(3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者をひぼう、中傷または排斥するもの

(6) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの

(7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8) 法令、規則等に反するもの

(9) その他掲載する広告として適当でないと大学が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1) 大きさ縦60ピクセル・横150ピクセル

(2) 形式GIF（アニメ可）・JPEG

(3) データ容量10KB以下

(4) 画像のALT属性全角26字以内

2 広告の禁止表現は原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) 閲覧者が大学に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(5) その他広告の表現として適当でないと大学が認めるもの

3 広告の表現または配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項および第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日および土曜日ならびに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日ならびに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、大学が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告の募集は、原則として公募により行う。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じるときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、理事長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 理事長は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条および第5条の規定に基づき審査し、次の各号の順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

(1) 次のアおよびイに掲げるもの

ア 滋賀県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他本県経済の活性化に資すると判断されるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの

(2) 前号のイの規定に該当しない私企業または自営業で、県内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 第3条の規定で定めた枠数を超過して広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができない場合は、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

3 理事長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、広告原稿を第4条および第5条の規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、大学に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 大学は、第1項の規定により提出された広告の内容が第4条または第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円（消費税および地方消費税を含む）とする。ただし、年間契約の場合、年額100,000円（消費税および地方消費税を含む）とする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、大学が発行する請求書により一括前納するものとする。

(広告掲載の方法)

第12条 大学は、第10条の規定により提出された広告を原則として広告掲載開始日の前日までに掲載するものとする。

2 大学は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日以降に取り除くものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1)第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。

(2)第11条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3)第4条または第5条の規定に反すると判断したとき。

2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 大学は、前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月にかかる期間の広告掲載料（年間契約の場合にあっては、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月にかかる期間から2か月を減じた期間に月額広告掲載料に相当する額を乗じた金額）を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、理事長に申し出なければならない。

3 大学は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月にかかる期間の広告掲載料（年間契約の場合にあっては、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月にかかる期間から2か月を減じた期間に月額広告掲載料に相当する額を乗じた金額）を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 大学は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第11条第1項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、大学がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月単位につき2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1)機器等の保守または工事を行う場合

(2)天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、大学にあらかじめ協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに大学に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告および広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、大学と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は平成22年7月14日から施行する。

公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 あて

申込者

住所

氏名

印

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名
を記入してください。）

公立大学法人滋賀県立大学ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。
申込みにあたっては、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容

(1) バナー広告の内容（広告の内容案を記入または添付してください。）

(2) 掲載希望期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

(3) リンク先ホームページの内容

(4) リンク先URL

2 連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電 話：

(3) F A X：

(4) E - m a i l：

様式第2号（第9条関係）

公立大学法人滋賀県立大学ホームページ広告掲載決定通知書

滋 賀 大 学 第 〇 号
平 成 〇 〇 年 〇 月 〇 日

（ 廣 告 主 ） 様

公立大学法人滋賀県立大学理事長

平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日付で申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲 載 期 間	平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日 ～ 平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日
広 告 の 内 容	
リ ン ク 先 URL	
広 告 掲 載 料	
広告原稿提出期限	
広告掲載料納入期限	